

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年10月17日(月)

場所 市役所4階 403集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 3件)

報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長 中村 顕治
事務局次長 本木 豊
事務局書記 川島 一利

午後4時10分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠ありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、4番荒幡善政委員と10番宮崎義憲委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年1月25日に相続し、前回調査は、令和元年9月17日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成13年2月11日に相続し、前回調査は、令和元年10月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年2月8日に相続し、前回調査は、令和元年10月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくをお願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

本日午後2時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ブル

一ベリー、ダイコン、柿、サトイモ、ラッカセイ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、花き類が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ミカン、柿等が栽培されており、他に苗のハウスがありました。②の農地は、畑の作業用通路となっており、③と④の農地は、ピーマン、オクラ、インゲン、サトイモ、ホウレンソウ、ダイコン等が栽培されており、⑤と⑥の農地は、ネギ、カリフラワー、コマツナ、ハクサイ、ホウレンソウが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

他にございませんか。

議長
(石川 裕一君)

はい、宮崎委員。

10番
(宮崎 義憲君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議長
(石川 裕一君)

はい、内野委員。

9 番
(内野 一彦君)

3番の申請地につきましては、日常見回りしている畑で、特に、問題はありませので、よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思ひます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございませました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、2件ございませす。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございませす。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございませす。転用目的につきましては、申請番号1番が一般住宅、申請番号2番が駐車場でございませす。

以上でございませす。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありませましたが、御意見等ございませしたら伺ひませす。

はい、峰岸委員。

1 1 番
(峰岸 豊君)

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。
特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、奥住委員。

6 番
(奥住 雄一君)

2 番の届出地につきまして、現地を確認しております。
特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第10回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時18分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年10月17日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩